

賃貸住宅所有者のみなさまへ

# 令和4年4月1日から 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の 広島市への登録手数料が無料となりました。

## 🏠 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録制度とは

この制度は、面積や構造等の一定の基準を満たす賃貸住宅を、高齢者、低額所得者、子育て世帯などの住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として登録するものです。

広島市内にある一定の基準を満たす賃貸住宅について、賃貸人の方はセーフティネット住宅として広島市に登録することができます。

## 🏠 主な登録基準等

- 住戸の床面積が原則25㎡以上であること（共同居住型住宅については別途定める基準）
- 耐震性を有すること
- 台所、便所、収納、洗面、浴室等を備えていること
- 家賃が近傍同種の住宅と均衡を失しないこと
- 入居を拒まない住宅確保要配慮者の範囲 等

## 🏠 登録手続きについて

- ① 登録申請書は「セーフティネット住宅情報提供システム」※からログインし、必要事項を入力して作成してください。
- ② 間取り図などの必要な添付書類を用意してください。
- ③ 申請書及び添付書類を「セーフティネット住宅情報提供システム」により、電子データで提出してください。

※ セーフティネット住宅情報提供システム（住宅登録事業者の方へ）ホームページ  
<https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/apply.php>

## 🏠 住宅セーフティネット制度に関する情報

国土交通省ホームページ

[https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk3\\_000055.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000055.html)

### 【お問合せ先】

広島市都市整備局 住宅部 住宅政策課

電話：082-504-2292 E-mail：jutaku@city.hiroshima.lg.jp